

一般社団法人日本体力医学会

シニア会員制度内規

平成 30 年 8 月 1 日制定

令和 7 年 11 月 27 日改訂

(目的)

第1条 長年、日本体力医学会会員として尽力されたシニアの会員に少しでも長く会員活動を続けていただくために「シニア会員制度」を設ける。シニア会員は名誉会員に準ずる会員の位置づけとする。

(申請要件)

第2条 シニア会員は、以下の申請要件をともに満たすものとする。

- (1) シニア会員申し込み時の年齢が満 70 歳以上である。
- (2) 日本体力医学会正会員歴 20 年以上である。

(付帯条項)

第3条 シニア会員の付帯事項は、以下の通りとする。

- (1) シニア会員としての条件を満たす場合でも、本人が正会員の継続を望む場合は適用外とする。
- (2) 会費年額を 5,000 円とする。
- (3) 評議員としての権限（日本体力医学会の役員等になるための被選挙権、選挙権）を喪失する。
- (4) 日本体力医学会が発行する機関誌等の受け取りに関しては正会員・名誉会員と同様とする。
- (5) 学会年次大会参加費等は、大会長に委ねる。

付則

本内規は、平成 30 年 8 月 1 日より施行する。